

【写】

2025 年 8 月 18 日

長野労働局

局長 三浦 栄一郎 様

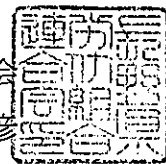


長野県労働組合連合会

議長 細尾 俊彦

長野市県町 593 Rinks593 3F

電話 026-217-9071



2025(令和7)年度 長野地方最低賃金審議会の答申に対する

異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。長野県最低賃金審議会は、8月7日、今年度の最低賃金の改定について、現行の998円を63円引き上げて1061円にすると答申しました。真摯に検討を重ねられた結果であるとは拝察いたしますが、以下の理由により異議を申し立てるものです。

私たち長野県労連をはじめとする全国28の都道府県(4万8千人超)で取り組んできた「最低生計費試算調査」では、「8時間働けば人間らしく暮らせる」ためには、全国どこでも月額24万円(時給1,500円)以上が必要であることが明らかになっています。

この間の物価高騰のもと、各地でアップデート(再調査・再分析)が行われています。長野県における再分析の結果では、月額約28.2万円(時給1,882円)が必要とされています。これはあくまで「最低限」の生活を前提にした金額であり、今回答申された1,061円では、その水準には遠く及びません。

中央審議会では「生活必需品」の物価上昇(平均6.7%)を理由に目安を示していますが、今回の63円(約6.3%)の引き上げでは、それにも追いついていません。私たちは、最低賃金はすみやかに1,500円以上へ引き上げられるべきだと考えます。

政府は、「2020年代に最低賃金1,500円を実現する」との目標を掲げています。しかし、今回の63円(6.3%)の引き上げでは、2020年代内の達成は不可能です。目標達成を真剣に目指すのであれば、少なくとも今回の改定で1,100円を大きく超える水準が必要です。

今回、Cランクの目安がA・Bランクより1円高く示されたことは、初の措置であり、地域格差解消への一歩と評価されます。しかし、長野県が属するBランクはAランクと同額であるため、目安通りの改定では格差は縮小しません。東京都との格差は最大165円にもなっており、地方ほど貧困や教育格差を生む深刻な要因となっています。長野県からこそ、「全国一律最低賃金制」の実現を求める声を強くあげていくべきです。

中央審議会では、生計費の根拠として明確なデータを示さず、地方審議会での議論が重視されるべきだという姿勢が見られました。実際に新潟や愛知などでは、前述の最低生計費試算調査が正式な参考資料として用いられました。長野県最低賃金審議会にも、私たちの意見書に添付する形で調査結果を提出しています。

にもかかわらず、長野県最低賃金審議会が中央目安と同額の答申を行ったことは、地方審議会としての主体的判断や、県内実態の反映が不十分であると言わざるを得ません。時給1,061円ではその実現には程遠く、地方審議会としての責任が問われます。

地方審議会は、中央で拾いきれない地域の実情を踏まえた判断が期待されています。とくに公益委員の皆さまには、地域の暮らしに根ざした公益的判断が求められます。

今回の答申について再検討を求めるとともに、最低生計費試算調査などの実態に即した大幅な引き上げと、地域間格差の是正、全国一律制の実現に向けた英断を強く求めます。

以上の点から、私たち長野県労働組合連合会は、今回の長野地方最低賃金審議会の「長野県最低賃金の改正決定について(答申)」に対し、下記のとおり異議を申し立てます。

記

1. 長野県最低賃金額を「63円引き上げ、1061円とする」とした答申については不服であり、長野県の将来のためにも再審議を求めます。
2. 再審議にあたっては、全国一律最低賃金制を展望した地域間格差の解消と、最低生計費試算調査の結果を踏まえた生計維持を重視し、最低賃金1,500円以上に向けた引上げを求めます。
3. 最賃引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 異議に関する審議について、全て公開の場での審議を求めます。また、その際、意見陳述の機会を保障してください。

以上

2025 年 8 月 20 日

長野労働局長
三浦 栄一郎 様

生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

令和 7 年度長野県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和 7 年 8 月 7 日に示された長野県最低賃金改正決定（答申）について、同年 7 月 24 日付で提出した意見書で示した考えに基づき、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

長野地方最低賃金審議会は、令和 7 年度の最低賃金の改定決定について令和 7 年 10 月 3 日より時間額を 63 円引き上げて 1,061 円とする答申を行いました。この最賃改定額は過去最高額ではあるものの、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額ではありません。さらなる物価上昇を考慮すれば実質賃金プラスには到底及ばない引き上げ額です。

また多くの地域で地域経済の維持、活性化のために、中央最賃審議会で提示された目安を上回る改定額を出している中、今年も長野県では目安通りの改定額でした。東京などの都市部との大きな格差は維持されたままです。長野県を支えるべき人材の流出を食い止め、働き手を確保し、地域経済を活性化するという点においてもきわめて不十分な答申といわざるを得ません。

長野県で働くすべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう、令和 7 年度の長野県最低賃金改定額について、再考をお願いします。

以上

【写】

令和7年8月21日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

委員長 山本 恭子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和7年8月7日長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）及び長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

また、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第5号）の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

今 井 優 太

広 瀬 純 夫

山 本 恭 子

労働者代表委員

風 間 拓 也

齋 藤 政 彦

竹 村 進

使用者代表委員

聲 山 典 生

鈴 木 幸 一

中 村 正 人

労働局長 様

**長野県の最低賃金998円を
すぐに1,500円以上へ引き上げること
を求める要請署名**

2025年8月18日提出

554 筆

7/7 13,772 筆
最終計 14,326 筆
(昨年 13,851 筆)

長野県労働組合連合会